

藤沢市教育委員会定例会（８月）会議録

日 時 2010年8月13日（金）午後3時
場 所 東館2階教育委員会会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第17号 「全国学力・学習状況調査の結果」にかかる情報公開請求の拒否決定に関する異議申し立てについて
 - (2) 議案第18号 市議会定例会提出議案（平成22年度藤沢市一般会計補正予算（第2号））に同意することについて
 - (3) 議案第19号 市議会定例会提出議案（藤沢市湘南台文化センター条例の一部改正）に同意することについて
 - (4) 議案第20号 藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正について
 - (5) 議案第21号 藤沢市文化財保護委員会委員の任命について
 - (6) 議案第22号 藤沢市図書館協議会委員の任命について
 - (7) 議案第23号 藤沢市スポーツ振興審議会委員の任命について
- 5 閉 会

出席委員

1 番 佐々木 柿 己
2 番 鈴 木 紳一郎
3 番 澁 谷 晴 子
4 番 小 澤 一 成
5 番 岩 本 育 子

出席事務局職員

教育総務部長	田 中 一 次	生涯学習部長	中 村 亮 一
教育総務部担当部長	村 岡 泰 孝	生涯学習部担当部長	須 藤 公 夫
教育総務部参事	中 島 徳 幸	生涯学習課長	秋 山 曜
教育総務部参事	吉 田 早 苗	総合市民図書館長	古 谷 一 幸
教育総務部参事	佐 川 悟	スポーツ課長	稲 垣 一 彦
教育総務部参事	酒 井 一 二	生涯学習課主幹	熊 谷 敬 子
学務保健課長	吉 住 潤	生涯学習課主幹	加 藤 信 夫
教育総務課主幹	須 田 朗	文化推進課主幹	神 尾 哲
教育指導課主幹	岡 滝 男	総合市民図書館主幹	内 藤 彰
教育総務課課長補佐	中 川 あをい	生涯学習課課長補佐	三ツ井 幸 子
教育指導課指導主事	笹 原 信 吾	生涯学習課課長補佐	斎 藤 隆 久
スポーツ課課長補佐	笠 原 竜 雄		
書 記	田 邊 義 博		

午後3時00分 開会

岩本委員長

ただいまから藤沢市教育委員会8月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・佐々木委員、2番・鈴木委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・佐々木委員、2番・鈴木委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

続きまして、前回会議録の確認ですが、前回7月定例会は、審議が長時間にわたったこと、さらに前回からの期間が2週間しか空いていないことから、現在、会議録を作成中のため、9月定例会において7月定例会会議録確認をさせていただくこととします。

議事に入ります前に、議案第18号市議会定例会提出議案(平成22年度藤沢市一般会計補正予算(第2号))に同意することについて、議案第19号市議会定例会提出議案(藤沢市湘南台文化センター条例の一部改正)に同意することについては、平成22年9月の藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書により、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

ご異議がないようですので、議案第18号市議会定例会提出議案(平成22年度藤沢市一般会計補正予算(第2号))に同意することについて、議案第19号市議会定例会提出議案(藤沢市湘南台文化センター条例の一部改正)に同意することについては、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

それでは、これより議事に入ります。

議案第17号「全国学力・学習状況調査の結果」にかかる情報公開請求の拒否決定に関する異議申し立てについてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

吉田教育総務部参事

それでは、議案第17号「全国学力・学習状況調査の結果」にかかる情報公開請求の拒否決定に関する異議申し立てについて、ご説明いたします。(議案書参照)

提案理由の欄にありますように、この議案を提出いたしましたのは、「全国学力・学習状況調査の結果」にかかる情報公開請求の拒否決定に対し、

藤沢市情報公開審査会からの答申を受け、決定する必要があるためです。この答申につきましては、2010年7月30日の定例教育委員会会議において、教育長より報告がなされ、8月13日の定例教育委員会会議の公開の場において審議することが決定されておりましたことから、本日、改めて議案として提案させていただきました。

それでは、議案書を読み上げます。(議案文朗読)

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。説明にもありましたが、本答申は、2010年7月5日に藤沢市情報公開審査会から提出されたものです。遅滞なく決定をしなければならないという案件でもあります。また、答申内容は藤沢市教育委員会の大きな方針の変更になることから、本日まで教育委員同士において十分な研究をしてまいりました。その結果を受け、本日の教育委員会会議で審議するものです。

答申内容は、藤沢市の全国学力調査(平成19,20年度)結果の公開を求めること。具体的には知識としての学力を図るものと活用を図るもので、調査が行われた国語と算数・数学の2教科の平均正答率となります。また、調査対象学年は、小学校6年生と中学校3年生になります。

それでは、藤沢市の平均正答率の公開についての審議を進めていきたいと思えます。ご意見はございますか。

佐々木委員

私としての考えを述べる前に、これまで教育委員会が、藤沢市の平均正答率を公開してこなかった主な理由を整理してみたいと思えます。答申の中の本市の主張の要旨にありますように、まず1つとして、本市は実施主体である文部科学省の調査に参加・協力をしたものである。結果の取り扱いについても実施要領に基づいて行っているということ、2つ目としては、公開をすることにより、序列化や過度な競争が生じるおそれがある。学校からの協力が得られなくなる懸念がある。このことは藤沢市の情報公開条例第6条第4号ウに該当している。3つ目として、結果の公表は前提とせず、各学校や保護者には調査協力をお願いをしていること、この3つがあります。

今まで、藤沢市議会でも議員の方から、藤沢市の平均正答率を公開することが望ましいというご意見をいただいております。教育委員会としては、今述べました理由を述べて公開すべきではないとの考えを伝えてきたところでございます。今まで対応してきました非公開の整理としては以上かと思えます。

岩本委員長

ただいま教育長から、今まで教育委員会として藤沢市の平均正答率を公開してこなかった理由についてご発言いただきました。事務局に確認ですが、文部科学省及び神奈川県教育委員会から調査結果の取り扱いについて

の通知はどのような内容でしょうか。

吉田教育総務部参事 文部科学省及び神奈川県教育委員会からの調査結果の取り扱いに関する通知についてですが、文部科学省から平成 19 年度の「全国学力・学習状況調査」に関する実施要領が届いておりまして、その中の 7 調査結果の取り扱いの 4 番目のところに「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」というものが 4 点ほど取り上げられております。その 1 つ目として、調査結果の公表に当たっては、本調査の結果が学力の特定の一部であることを明示すること。また、数値の公表に当たっては、それにより示される調査結果の読み取り方をあわせて示すこと。

2 つ目として、本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどを鑑みて、都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について、個々の市町村名を明らかにした公表は行わないこと。また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により域内の学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

3 つ目として、市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。また、学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。ただし、本調査により測定できる学力は、特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取り組みの状況等を示し、調査結果と分析を踏まえた今後の改善方策等をあわせて示すなど、序列化につながらない取り組みが必要と考えられること。

4 つ目として、都道府県教育委員会が、例えば教育事務所単位で調査結果を公表するなど、個々の市町村名が明らかにならない方法で公表することは可能であると考えられること、というふうにあります。藤沢市教育委員会もその要領に沿って、今まで結果の取り扱いを行ってきたものです。

岩本委員長
佐々木委員

以上で、事務局の説明が終わりました。何かご意見はありますか。

ただいまの事務局の説明にもありました実施要領のとおり、実施主体である文部科学省の公開に対する考え方として、神奈川県教育委員会を通して通知されたものに対しまして、藤沢市教育委員会も対応してきたという経緯がございます。また、学力調査の結果の返却の際にも、結果の取り扱いに対して適切に行うように改めて通知をされております。

小澤委員

他の市町村においても、結果の取り扱いについては藤沢市と同様に取り扱ったのですか。

吉田教育総務部参事 現在、公開しているところでも藤沢市と同様に取り扱ったかというご質問ですが、実施要領が示されたときは、ほとんどの市町で結果が同

じように取り扱われたと認識しております。その後さまざまな状況が生じてきまして、藤沢市と同じように市民からの開示の請求がございまして、それに対して教育委員会側の方が拒否決定をお示しし、それに対して同じように異議申し立てがあつて教育委員会で検討した結果、今のように公開されていると聞いております。

澁谷委員

市民や保護者に対しての説明責任という点においては、文部科学省の実施要領にも「市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。また、学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること」とありますので、説明責任を果たすために公開することは文部科学省からも認められているということです。私は公開することにより、今まで藤沢市の教育委員会が懸念をしてきたように、序列化あるいは過度な競争を生むという点について心配しています。平成 19 年度から学力調査が実施され、毎年新聞やテレビなどで何々県が一番で、何々県が最下位だったということが大きく取り上げられています。学力調査の内容や細かい分析よりも、順位という数字が一人歩きしているという社会現象は、序列化につながっていると言えるのではないかと思います。

また、過去において、成績が余り振るわない児童生徒をテストに参加させなかった県があつたというような報道もあり、公表することによるマイナス面は心配です。逆に、公表したことで成績の良かった秋田県に全国の教育関係者が視察に行つて、なぜ秋田がよかつたのかというようなことを検討したり、自分の県の教育に生かしたりといったことも行われているようですし、文部科学省も成績の悪かつた県に対していろいろな配慮をしているということです。ただ、今のような情報社会においては、数字の一人歩きということは常に注意をしなければいけないのではないかと思います。

事務局にお伺いするのですが、この 3 年間、神奈川県内の市町村で平均正答率を公表している市町村名と、それらの市町村で公開したことによる影響、過度な競争や序列化も含め何か影響があつたかということをお聞かせいただけますか。

笹原教育指導課指導主事 市の平均正答率を公開している市町村ということですが、鎌倉市、平塚市、厚木市、相模原市、横浜市、川崎市、南足柄市、小田原市となっております。以上、申し上げました市町村において平均正答率を公開することによって、過度の競争、序列化というような問題は特に聞いて

おりません。

澁谷委員 過度な競争や序列化の事例はないということですので、今まで藤沢市教育委員会としては拒否をしてきたわけですが、私としては今回の答申を受け入れ、市の平均正答率を請求者に対して公開するという方向でよいかと思います。

鈴木委員 私は公開することにより、今まで公開してきた市町村において序列化や過度な競争が生じてないというものの、平均正答率の結果について公開されてきた状況ですと、市町村単位で比較ができてしまうということで、何か課題なり問題があったか質問します。

吉田教育総務部参事 多くの市町が公表することによって比較ができたり、ということで課題はないかということですが、私どもが把握している限りにおいては、特段そのようなことは聞いておりません。ただ、新聞報道ですけれども、学校が事前に、テスト問題に似たような問題をやらせて準備をしたというようなことは聞いております。

鈴木委員 そういうことであれば、平均正答率の公開は問題はないと考えます。それから藤沢市教育委員会では数字こそ公開していないけれども、分析結果は学校に示しているはずですが、分析結果はどんな形で行っているのか教えていただければと思います。

吉田教育総務部参事 分析結果の内容については、平成 19、20、21 年の各年度ごとに市全体の調査結果を分析いたしまして、文書にて各学校には情報提供しております。また、本年 2 月に、平成 19、20、21 年度の 3 年間の分析結果をまとめたものを文教常任委員会に報告いたしました。その後、広く市民にも公表するという意味でホームページにアップしてございます。公表の具体的な内容は、教科に関する調査結果の分析と傾向及び指導のポイント、児童生徒の質問紙については、本市の特徴的な事柄及び課題、それから児童生徒質問紙の調査と平均正答率とのクロス集計になりますが、そちらの方で見えてきた課題として、基本的な生活習慣の確立について、規範意識について、主体的な学びへの意欲関心についてということをもとめて情報提供しております。

最後に、教育委員会からのまとめとして、今後の教育活動に向けてということで、学校教育全般についてのこと、個の確立と家庭との連携について、他者との関わりについてということで、教育委員会の見解を発信しているという内容になっております。

佐々木委員 ただいまの説明にもありましたように、しっかりとした分析結果も踏まえて公開することによって、保護者、市民の皆さんも冷静に受けとめられるのではないかと考えています。平均正答率は国語と算数・数学という 2

教科でありまして、それをもってすべての学力を表していると言えないことも、公開の際に市民あるいは保護者の皆さんに理解していただきたいと思っているわけです。

私がほかにもう一点気になっているのは、公表を前提とした各学校や保護者への協力依頼をしていなかったということに対して、教育委員会と保護者あるいは市民との信頼関係を損ねるのではないかという点です。教育委員会としては、調査を実施した時点で結果の公表を前提としてこなかった。児童生徒への個人票返却に際しても、市全体及び学校ごとの結果は公表しないということを各学校及び保護者には通知してきた経緯があります。したがって、事後に結果を公開することで各学校及び保護者との信頼関係が損なわれるのではないかというふうに考えておりましたけれども、今回の情報公開審査会からの答申によりますと、市の教科ごとの平均正答率を公開することによって市町村の序列化という事態を招いたり、過度な競争が生じることになったり、またその結果、参加校の協力が得られなくなって、全国調査の適正な進行に支障を来す可能性があるとおおよそ考えにくいとされている。この点を十分に考慮したときに、教育委員会として保護者などの理解が得られるように努力をしていく必要があると思います。このことも踏まえた上で、市の平均正答率の公開をやってはどうかというふうに考えます。

岩本委員長

私も調査結果を公開することに賛成です。ただ、平均正答率という数値だけに注目が集まるようなことではなくて、3年間の分析結果をもとに、児童生徒の学力と生活面との関連性にもぜひ目を向けていただきたいと思います。学力向上も大切ですが、子どもたちの基本的な生活習慣の確立ということに関しては、非常に大切な問題だと思います。

それでは、皆さんのご意見を受けまして、藤沢市の平均正答率を申請者に公開するという方向で考えていきたいのですが、いかがでしょうか。

鈴木委員

私も申請者に公開することは賛成です。たしか前教育長は、議会の答弁の中で「市民の方が冷静に受けとめられるということであれば、公表することもやぶさかでない」といったようなことを発言されていたと思います。したがって、申請者に公開するのであれば、広く市民に公開してもいいのかなと考えます。

岩本委員長

保護者との信頼関係はとても大切ですが、藤沢市の学校教育を充実させるために、藤沢市民の皆様のご理解とご協力も欠かせないものと思います。ですから、学力テストのみならず藤沢市の教育の現状を市民の皆様にも今後知っていただくことは、私自身、重要なことだと思っています。

それでは、藤沢市の学力調査の平均正答率を申請者に公開し、広く市民

にも公表するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、そのように決定いたします。

ほかにご意見はございませんか。

小澤委員 今回の申請に関しては公表できるとしましたけれども、ほかの市町村の動向を見ても、市町村ごとの平均正答率を公表すると、今後は学校ごとの平均正答率の公表も懸念されると思います。この点についての審議の必要はないのでしょうか。

岩本委員長 私もその点は気にしていました。7月30日に、三浦市は公開請求を受けて学校別の平均正答率を開示したという記事を読みました。そのほかにも横浜市が開示請求を受け、各学校で学校別の平均正答率を開示しています。藤沢市の学校別の平均正答率については、今後の検討課題としていくことでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、藤沢市情報公開審査会からの答申については、次のように決定するものといたします。教科ごとの平均正答率については、教育委員会として懸念してきた、公開により過度な競争や序列化が生じるという点において、公表している他市町村の教育現場に弊害があったという事例がないこと、答申において、藤沢市情報公開条例第6条第4号について、結果を公開することにより全国調査の適切な遂行に支障を来す可能性があることまでは考えにくいという点で該当しないと審査会で判断されたこと、これらの点から全国学力調査の藤沢市の平均正答率を公開するという点でいかがでしょうか。また、公開は申請者だけでなく、市民の皆様にも広く公表していくということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第17号「全国学力・学習状況調査の結果」にかかる情報公開請求の拒否決定に関する異議申し立てについては、答申どおり公開することと決定いたします。

事務局は、事務手続を遅滞なくお願いいたします。

×××

岩本委員長 次に、議案第20号藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育総務部参事 議案第20号藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正についてご説明いたします。(議案書参照)

提案理由、この規則を提出したのは、教育委員会会議を傍聴するに当たっての規定を整備するため、藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正を行う

必要によるものです。今回の改正は、従来、定めなかった傍聴人の定員や受付時間、定員を超えた場合の抽選などの規定を整備するためのものです。

それでは、新旧対照表により逐条的にご説明いたします。下線部分が変更点になります。第2条第1項は、「係員の指定する席に着かなければならない」という規定を、現在、席の指定をしていないことから、これを削除するものです。第2項は、現行の第2条第2項で、「委員長は、必要に応じ傍聴券の発行を制限することができる。」と規定しておりましたが、傍聴人の定員は、予め委員長が定めることを規定するものです。

次に、第3項から第5項は、傍聴の受付及び会議の進行をより円滑に行うため、傍聴の申込みの受付時間を会議開会時刻の30分前からと規定し、開会時刻の20分前において定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定すること。開会時間の20分前において定員に達していない場合は、引き続き、定員に達するまで申込順で受付ができることを規定するものです。

次に、第3条は、傍聴人の定員とは別に、報道関係者の席を設けることができることを規定するものです。

第4条は、傍聴人が傍聴席に入場するときは傍聴券を係員に掲示し、その指示に従い席に着かねばならないことを規定として明記し、条文を追加したものです。

第5条については、条ずれを修正し、第6条は、第4号として委員長の許可なく写真、ビデオ等の撮影や録音することを禁じることを規定として明記したものです。

第7条は、条ずれを修正するもので、第8条は、傍聴人は、委員長から退場を命じられたとき、又は会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならないことを規定として明記し、条文を追加するものです。

附則ですが、施行日は、周知期間を加味いたしまして、平成22年10月1日を予定しております。

それでは、議案を朗読いたします。(議案朗読)

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。議案第20号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小澤委員

改正案の第2条第3項「傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から20分前までとする」というところを、もう一度わかりやすく説明してください。

中島教育総務部参事

時間の区切りですが、傍聴を希望される方が多い場合、例えば前回の定例会では約1時間前から並ばれた方もおりますので、傍聴を希望さ

鈴木委員 確かに長い方から新しい方へバランスよくあれば、いろいろな意味で継続性があるかと思ったので質問いたしました。

澁谷委員 以前、藤沢市が文化財として指定していたものを所有者が処分してしまったのをずっと気がつかないでいたというようなことがあったと思います。そのときに委員会の方々が、すでに文化財として指定されているものについて、改めて確認をするという作業をしていなかったという話があって、これからはそういうこともしていきますというようなことを定例会で伺ったように思います。そのようなことも含めて改めて、委員の皆さんは、年に何回ぐらい集まって委員会として動いているのか教えていただきたいと思います。

加藤生涯学習課主幹 平成 19 度は 3 回、20 年度は 7 回、21 年度は 5 回、本年度は今のところ 3 回開催しております。内容としては、一番中心になるものは、県指定史跡名勝江の島の原状変更についての審議となります。

澁谷委員 もう少し、わかりやすく説明してください。

加藤生涯学習課主幹 江の島は神奈川県指定の史跡名勝ということになっておりまして、江の島島内で原状を変更するような行為がありますと、許可申請が上がってきてまして、それについて保護委員の方々にご審議をいただくということです。

澁谷委員 江の島以外で何か新しく藤沢市の文化財として指定しようというようなことがあれば、それについて審議をしたりということも起こってくるが、今は江の島のことが多いということですか。

加藤生涯学習課主幹 そういうことになります。

澁谷委員 先ほど質問しました、既に指定されている藤沢市の文化財についての見直しという点についてはどうでしょうか。

秋山生涯学習課長 文化財保護委員会の設置目的等もございしますが、教育委員会の諮問機関で、その意見を述べるために文化財の保護、さらには活用についてご審議をいただくという状況でございます。詳細については、先ほど担当の方からお話をさせていただきました。先ほど、過去の事例についてお話をいただいておりますので、文化財保護委員会としての機能、さらには地域の文化財の状況の把握、さらに何か課題があれば生涯学習課の方に報告をいただくということで、文化財保護の推進会議というものを別途設定しておりまして、市内に 12 名の推進委員がいらっしやいまして、地域の中での文化財に何か変化がある、または直近ですと、台風の影響で掲示板が壊れているというようなご連絡をいただきまして、対応した状況もございしますので、文化財保護委員会としての議論、そして地域で活動されている文化財保護推進委員の活動を通じて、市内の文化財の保護、保全に努めてま

いますので、よろしくお願いいたします。

小澤委員 20年もやられている方がいるということですが、今後、文化財にしても文化にしても若い人を育てていただきたい、文化を継承していただきたいということで、藤沢市としても若い委員を育てるように検討していただきたいと思います。

秋山生涯学習課長 ただいまいただいたご意見につきましては、真摯に受けとめまして、それぞれ専門領域からの選出という形でバランスを取っておりますが、専門ジャンルの中から若い方々、また、今後引き続き、藤沢市の文化財保護に努めていただける方をお願いをしていきたいと思っております。

岩本委員長 保護委員あるいは推進委員の中に女性はいらっしゃいますか。

秋山生涯学習課長 委員の中に女性は入っています。

岩本委員長 何名ほどいらっしゃいますか。

秋山生涯学習課長 文化財保護委員会には6名のうち1名が入っております。推進委員会の中にも1名入っております。

岩本委員長 もちろん男女別が重要なのではなく、この委員の方々にどのような仕事、研究をお願いするかということが重要だと思うのですが、特に、文化財については地道で、また経済的にも市の行政として大事に守っていかねばならない部分だと思いますので、ぜひ市民の皆さんにも広くそういったことがご理解いただけるように、今後も広報の工夫をお願いいたします。それでは、議案第21号藤沢市文化財保護委員会委員の任命については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、原案のとおり決定いたします。

XX

岩本委員長 次に、議案第22号藤沢市図書館協議会委員の任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

古谷総合市民図書館長 議案第22号藤沢市図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案は、現在任命しております藤沢市図書館協議会委員の任期が8月31日をもって満了となることに伴い、図書館法第15条の規定により、新たな委員の任命を行うために提案するものです。

図書館協議会は、図書館法第14条で「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機関」と規定されており、具体的には図書館運営目標及びその進捗状況、実績、図書館に関する計画の策定・改定、読書週間等における各種事業、行政改革の推進などについてご意見をいただいているものです。な

お、藤沢市図書館に関する条例第5条の規定により、委員の任期は9月1日から2年間、定数は7名となっております。

今回、任命する委員の候補者は新任2名、再任5名、選出区分につきましては、図書館法第15条の規定により選出し、今回は学校教育関係者1名、社会教育関係者3名、学識経験者2名、市民公募1名で、公募委員につきましては、家庭教育向上に資する活動経験者となっております。委員の男女別内訳は男性3名、女性4名。平均年齢は60歳となっております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案朗読)

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第22号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 議案第21号と同じような質問ですが、協議会は年に何回ぐらい持たれているのか教えていただきたいと思います。

古谷総合市民図書館長 この協議会は毎年、年4回ほど開催しております。

岩本委員長 ほかにありませんか。なければ、私から、全体的に昭和10年代、20年代、30年代生まれの方が主におられるのですが、今後は若い世代につながっていくような委員構成の検討もよろしくお願いします。もちろん、年齢だけでなく、経験と必要とされる人材を選ぶことも重要ですが、若い人の登用をぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第22号藤沢市図書館協議会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

XX

岩本委員長 次に、議案第23号藤沢市スポーツ振興審議会委員の任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

稲垣スポーツ課長 議案第23号藤沢市スポーツ振興審議会委員の任命について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案は、藤沢市スポーツ振興審議会委員として、藤沢市社会教育委員会議から選出されておりました委員が、6月30日付けで辞任されたことに伴い、後任の委員として推薦された委員の選任について、スポーツ振興法第18条第4項後段の規定により、市長に意見をお聞きしていたところ、任命に同意する旨の回答をいただきましたので、ご提案させていただくものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案朗読)

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第23号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

この会議の経過を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員